明治四十三年二月

渡邊重綱

六

特別
14
1919
245

38- 9057

176520

寛永四年乙卯四月十三日起筆

○夏の日の長き日をくらすに旅草子読むに飽きて書棚
をあさりて得たる絵草子なるべしと思へど大隆古のものと
思へど隆古作世永海の陸奥の京
うきの月の書をもとめたるものなるべし
家もそうそうの主流也隆古のつ前者流を
踏て家影也隆古歌をよく永海のことき
くれなゐの書をもとめたるものなるべし
又考るに三人の一の御手をもおんのるべく

國書刊行會

まんぼう二三倍両方ともい縁の出来さるものを
と言ふ事なる数也と雖も学者の勘見なきものの
又華山先生の説ふる所の地八の按価を行ふ
可き或は華山の説ふる可き武蔵の西
を去へて皆ふんしふるの為なるとう武蔵を
文界の人也西の方を武蔵と為すと雖も武蔵を
文界ふるもの為に為ふるもの為ふるもの
相ふる文界の内ふるしふるよ
○故に五峰居るも武蔵の説ふる所の
按価をみて五峰一説を示さる

時に対して写が第一的無数の説ふる所を
宰相義時貴公又五字の墨書
政府地位者を撰ふ提ふる特殊ふる
又寄人一説を示さる
駿河地勘定所
上野駿河二説ふる南の物柳緑枝と
載時株地方に於て撰来京元約的
五峰所説の天大畑迄ふる路沒地即ち是
静岡と来世地を出し来るものを云ふ
○内閣書記官路義中交商業部新物

國書刊行會

を光孝天皇のころの図とあるも春日東洞一翁を
学び東洞の書画一面を海の地の書画と
数行くらしも一面画のみ春日の筆を
うしなうも書画の文言を言し是(うさ)さが
文言をそしく話を聞くに内大臣の作業画
本を見よ必ずしも珍重と絶びまする
一首の狂歌を載せたりし
高位の神仏の論んし元ちうと
狂うとも猫ぎめてくき
口犬書木書を書論をかうて木書一面の年

書を作るの世を深る四ツ一面を業を
真直ぐを引く能をを直くを引く動を
学ぶは人をも定木を置うちん之ん
の位を立海を引く前引きをうを絵
をひをつ人を載ある時を四ツ定木を
用ゆることを人の秘もを
○前の今の雅ん ちも渡り受けるを 仁清の
茶入 茶壺 杉浦鎮代者をを桟の銘を
桟をうけをしをう 而して絵の中を不を作を
す再四思を繰へ深く会得するを

得たるも蓋柿色のくすりのかくりとるあるを
諦視するに庶幾黒きを絵一合をこうを得て
て絵を織りたるうめく浦見て栽の絵の地
る石坂を即ち是れ宋ちうを賞美すべき
石をいいる事ち茶人の特に此上を絵の
本源をなすも得べしあるべし
○大阪無服店日英博覧会に出品せんとす
うんうん花鳥を選擇し終る商者の
つんの一等を出すべき決し即ち之れ
高らしを海英の意うと上ち其の一者を

外国より印画二八枚十一間を乗んと
するものを六枚ついきの印刷画を一帖を
なるものを画を細密を一帖を英仏
新聞の数をうし一帖を以為を
つすせる千六百余代のものを印刷物と
して八枚を稀数のものとる也
ら印刷を於ても者多を義のうさるものを
金大阪人の字美をを其内手をるる
うん
○大阪無服店服装屋絵金をあうんとし

國書刊行會

金と戸川幾花（母堂）を図る金子戸川を生る
大風を捲き陣列旗幟の
図をなす金図近年服装の変化七五
くしうすかしく新意を出さいの如くく
人をひき雑うん、金を生ずるあまり時代
のたるきを知るに無論の変
のあるを辛きを記念の為方面を
なる行の服装をあつもるを而うん例
入れ勢の変雑を書くるの服とう又近
所前の浮時とこれ言ることを喜うるものを

えりもしいの如うる或る男女の世界を歴史
的なるあるを詩中歌を的なる陣列をなる
七月あるん出来ることを文化文政の藝
術の時をそなるる近年のもあるを変
意を示すもの一つうん又所属を大
風を花しある行の稽古の倫美時時
装なるあるもの大風の歴史を示すもの
貴重例ふる家紋の田ひるるところ矢三
帳面の数たるき時間命の数の数を
ものの物を花紙表の文書をを

此絵を陳列せば、さぞ人をひきつけんとぞ思ひやるまるべく、説き出でて参考に供しそうな。

○林絵師は、池谷俊文の貴重品を所蔵する、林氏年後文の家ひろ子孫の所蔵の俊文の作品まぼろしの一巻の古絵を焼めくしことあるこの古絵を元年金一分を以て買ひ求めたる林の此の巻を嫌いなる初四五の交面絵は、ひ初ありしと聞きしが

今は跡なしとぞ聞きぬ。又、初めとまりつくれし三流にて書き大の毛紙に清忠筆にて和歌を書きたるものあり。清忠は二条家にて武者所なり。墨絵七寸巾程なる絵にて、和歌を現のたるを三紙にあり。何も現の通り同じ紙三枚続にあると和歌は代々の墨絵にて歌も書も多く三本の一人なる俊文の筆なり取りうめ、とのうえを書き未だ此の巻の巻を見ること、ときけり。此の俊文の

國書刊行會

國書刊行會

俊名は八代子孫と称するを遠祖とし未だ
あらざるも今の長崎の長測も後文の
の祖とする者多くいくとあるも後文の
長測の名をしるすを誤れる者
あるべき時代を考ふるに
も八代あるべし同じ祖を書き
中ずるを要つこと
の長人を化へるものなること略を推
しるべし
文の尾修を化へし者
十五才なるも十八才の

國書刊行會

四郎とあるは八代あるべき北條の名と云へし
源氏中に義あるもあるべきも伊豆
條氏を云ふことを明らかにの長を後
後あるも長名なる祖のあるも或を
代なるも後文なる異なる者なるも
う代なると言ふなるべ
又同じ祖の末に異を後
へある筆ある一つなれば異
て見るに後文なる冊子の祖
尾候の事仕を記しなる後とあるは源

中ニ伊勢物語ノ中ヲ引キ[illegible]
元ヲ[illegible]ケ[illegible]ル和歌ヲ文布一帖ヲ拾
[illegible]ニ一モ和歌ナキ[illegible]文布ヲ撰
集ニ[illegible]ハ元ノ[illegible]トモ俊文ノ作ナキ[illegible]
ト断ズルコトヲ大ニ早計ニモ俊文ヲ
代ノ人ニシテ確ニ[illegible]
[illegible]ヲ俊文ノ書
ノ如クニ[illegible]ハ俊文ノ作ニ
[illegible]ノ遺例ニ[illegible]
[illegible]

國書刊行會

附言 [illegible]文徳帝ノ外ニ真淵ノ撰ビタル
俊文ノ神祇ノ歌一枚アルモ書ノ
誤ニ[illegible]ハ先年[illegible]ト記ノ及ブ所ニ
[illegible]真淵ノ西帰[illegible]
[illegible]自分[illegible]迄[illegible]俊人ノ手ニ成
[illegible]ト云フ
和ノ行人和ヲ覚セル俊文ノ父ニ初父
[illegible]ノ[illegible]俊文ノ
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

うちに代一的八代と云くしこ
まるもの後文ふくるる方面とと
義代えられ母とせる伊勢後え敵えつと
きの者と云くしるるも此者の死名いく
とえば八代を前のみるもいくの方
あとなることいよくの時うるるを定め
後文ふ二十まるを殺す良人をもちれし
ることある代ふもれんるも良人と定
めといくれるるるるれしとうと定し
く別を天田定まるのき後ハり長ふる

國書刊行會

定を所ふる
○久人坂本桂治多く雑毎を義するのふると
或を後文ふの後名をもるるを思ひ
し別代試みるる破こる八代の名まも
るを其代の人の者の爾中まるると云り
きこと屋敷の手こりを得るるば
原来其の日吉熊を云るるを後名
しるるを不ふる定利をすぐし
後文ふの敵るを得るを以ふる
其の者の敵を後ふるるを殺ふるば

國書刊行會

なく〳〵雑用ありとも果して一の要（？）
うえんを鑑定するのつけ祝をけん
が鑑定家に常に料銀を苦しめ
余り蔑にて其家もせぬなる
そのうへんは紫（？）檜藥籠の事続を
しと致とすへ是るのえへらをり文
つけ祝ともを貴重の優あるも然し
満紫中の露をもてきこの也
明治四十三年六月十八日
志（？）ます

○久しく海中に埋もれありたる御の掛茶
碁盤一を薙にて一見せるに久しく海
水にひたされたるゆゑし宮殿（？）を含
く脱しあるも底をる具へる寄生し蛎
味掛まくし凡そ海中に久しく埋もれたるの
事大切の部分にまで貝殻寄生し
それをみる故を減ずる事なるなれ
も要なりて一七以の高をるる文鉄損
も無し此上はこようんしく盛し極
小さ家什と生き茶を明治初年

ごろの作りなりしと云へども古こゝ
中ゝ本国書一部を得のこゝを得の時
とゝ思しき類なるべし

附言曰其

活路は由良とす一の海岸より
出る所の云所を利用の利堀の法
内く唐船まつりを交易の不可
海路は海岸唐〻賓服せられし数年の
異変を既に十年に前もつて
逆賊の網を張りたるなり

ときこゝろを思ひる
○先年真淵翁加茂の門人浦谷三吉
を琳賀(谷の姓)の婿とせる者なる北の西
人を以て人物を[illegible]
う新井八郎を閲する中墨し
て北人なる真田伊豆守麻布南部やしきと
認書中に西人を前段しるし北人田舎人と書
ける其の中央に北人の名元也又名のない
注なる「芝三田高書」とある高書田人
なるを知るべし恐らく醍醐家なるべ

○平藤四大家高野氏の作る手紙研究会をおこし発表する手紙語を為す題を書簡と山易」また山易の手紙を出すようどく〳〵ハウセツを落く

一　山陽を手紙の格を近古学者の造一家する事

一　山陽一家を皆手紙の名人なる事も梅颸も叔父の書法も活動り山易を先天的手紙上手の巧を言ひ出すこと

一　山陽の手紙を簡潔なる而も面白く他人の言ふ能はざるを言ひ出すく人を動かす其の的準説と個性交を黙認しよく調和を保ち左右中年以前のもの文章改屋と面白くもうさんも中年以後を多く個性を明ひて清語と調和を保つ他の言語の合て変化さる所也此の一体の書簡の式を開くこの山易也

國書刊行會

一　山房の書簡を読む人毎に感ずる所は、皆主人の人物の高潔なる事にして、形式の拘束する不自然のなきあるなり

一　山房の文章を清文と称するゆえんは、うじうじしたる情文を排して、簡潔なる一流、完全に果敢明白なるを以てなり

一　山房を純粋家なりとする者は、文格を以ても純粋を深めたるものなり

又たとえば、古岡の書簡、其外の書、提の命き、純味なるなり

一　山房の文章の美は、清き泉の流れの如く、撰擇自在、変化のあるを以て、絶代古今に独歩するなり

一　手紙文なる大切なる事の美なること、山房を起に於て起絶す手紙の作なり

一　山房を道学者なる評あるは、なるべき人なる故なり

ぬけて流艇深雪えの深雪
君の手紙ことの思ひ一しほ人間
秋雪をやもすれば雪の降る京
の地あをとなるもあるも

一　手紙の流味を深雪のこと書
のあと面白うて山見る地
点の指すも輝く事

二月十八日　其侍長

一前掲俳文子の前名八代子ことを以て
を養ひ子とし坂本桂沅雪義まのを篤ふし
よのとをあの時人の具くを古稿ふを以て
と俳文ふ八代の前名ふることを記す

御高名一奏いたしく……

……

路子ふ物見後沒方の母乃也俳
文ハ八代の名を改ふ也一世投
真ふ方ふ方ふ千蔭ふ日少
こ……

おすみ　すまのち

こんなことをすまとその物語りを金の為ならぬを正しく後文の意中にてうたがふことなしとなるべし

○さきに京龍寺孤の仏母相模の松を松寺をはなるゝ云々を迎ひ代りに絵師沢村紋治郎しきものとして絵師さんたるべきことを定めしと云ふ四代光広の法しき東山義政の名前帳さいはく

（但し原本之通左右陽記ス）杯載せすくをと言ふ事ありけるを松の文字落ちを落らさうしとなるべし稿の為に高きを書物をしるさまをつゞし

○大丸の為に服装を保ちとこのようきに川磐花とそのも行きをいろくの物図を為す為に大隈伯の出海を待ち其の為設を得ようとを大丸の表ちしものを伯爵の書新聞の爆弾をうゝりとる海服一領を此の早くに行ん年寄りなど

國書刊行會

八俗を業務とし地服の村外婚大変多くなりたるもの多く特に村の新旧を訴へ村のもを捨て土地を外人に不足せしもの活業要源を提出する往年物を地業のあるを新を進んで其の成績を作らず（二月共一の）

○立友園山桜市の十七年忘恩四月を迎りたる村回答を新参者丈陰り計画の付いろ〳〵協議する或を鋤修を建つべしと決し或を回市を婚姻を共回市を作る所多く

しと云体を金を前年京都山の死り天正以来の神社の寺を祀る墓石を見れば其の共の堀の〇〇断絶して英国四の〇エスニスストーリ似る深く感じ死るは体を死るし地の境を堀兼さん人を推一の〇〇ると猫後しとることを説き桜市を見と書簡を所く世を作くんを〇は〇〇〇〇く地境を所の所へき碑を建つべし其のを〇を〇書を〇を〇とまくし世〇〇桜市の〇〇を制のんと見う所を〇を〇を友人の移さん

とかく城もく〳〵と余を得き 評判も宜敷候と
なかなかの事にて 終に完成いたし候也（十二月廿
一日記）
一 蒸香の西行に添へ 藤田東湖の短冊を
贈り置きしに 前に掲けしうち今更
存しも 野詩と香錦の全文の写しを贈
られ候故 左に掲けるを記す
一 望郷忘却 志地生眠猫幸勿悉
主名人可何物傍 素愛唯有芳
山手樹標

口上　　鈴木鉄蔵殿
過日ハ御相談候て 貴殿へ此段
仕候西行の軸を頂き近日 御珠様御
つかひ出来候に付 何分とも
御了承下さるへく候
兵庫の武士と申まし 甲斐人あるを
御つゞきとするの 猫をめでたき
御一覧くださるやうに
九月廿日　鈴木
并更 芳久人へ 何卒 御承

[illegible]

一先ず国民新聞社の志士遺墨陳列会を
松方侯爵家の陳元棲の伝書の書幅を
出陳されし自人を終るとそれぞれ、内閣立
卯三の語を書けばそうく面白き来
歴のあるものなり、これを西郷隆盛と木戸
孝允とを毀めし料を得んとこと
さきに伝書を作りたるものなるべし
内閣の法しき伝の出来
そうを西郷の投書とこれを見

る西郷の伝書を作りたるものなる
そうに西郷の伝人（これ
をとんでもなく出来
で誤ん）うを一杯ハメを
いんと撃ちて木戸の
と御の伝書、木戸を
言ものもよく出
西郷をうとこのの
に西郷又松方を
折り伝書木戸を

國書刊行會

とゝ[illegible]方ゝ伝[illegible]
りの[illegible]
のでは[illegible]
ゝと伝のことくアハ[illegible]
ゝとゝ[illegible]この[illegible]一両
[illegible]又一両[illegible]
ゝゝ[illegible]
の四月朔[illegible]
の四人[illegible]
て[illegible]

係を[illegible]
る[illegible]
四十[illegible]
[illegible]の二人[illegible]
うけの[illegible]
しゝゝ[illegible]
[illegible]元年の[illegible]
[illegible]
塗[illegible]
[illegible]の月[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

造し二基三尊四の像あることなれば、これを言
ふべうしあるべきなれども、なほ考へ合はせ
式考えるべきものなり。さて二体の佛の造れる
て六朝代のものなれば、二体の佛の造れる刻さん
ものの物語あるべし。此の形式と元の四明の
さまのものなるべし。亦四明の年號あるものを
元豪の作なるべし。亦さ、三尊の二体佛なる余を
しを垂迹とせんとなるべしとなるべし。又
疎佛なる面あるべく或しなるものは数多あり
なるべし。農代の年號のあるものもなべしなる

余の考へられ愛けなるべく拙なる異教のものも
玉面なる嚴背のこと人體完化しなる
垂面なる二行の文字西紀しなる大唐の二
字あるべしと後まるべし。玉面なる玉とする
と迄くさるべきなる余なるも玉なる玉の像あるも
所なるべし。玉なる玉像なるも路人の面貌と見しき
おるべし。閻くは則天武后の像なるべし。其前
七毛掌なるべき棟化石一面、振くなるも一面を
刻なる立体の佛像なるべし。玉味津々なる
なるべし。我国なるべし。洛陽千体佛

國書刊行會

寺の什宝とて尺五寸の仏像ありし、宋元などのものこれらのものを始め多くありしなるべし。今は唐の末にて金箔剥げ、仏像の彫りを見るべし。いつの世の作とも知れず。

寺宝に二三幅ある黄檗鐵牛の画、七福神、花隆の人八幅の彩幅あり。弾琴の図を独り、別に画帖一あり。法光寺に蓬山の画をとる。

○寺宝に多く[illegible]川柳を書き[illegible]七作し又書もよき和の川柳のもの積もり数多あり。[illegible]雄積の本を見出の美麗の書んとする所なり。書会[illegible]時は二枚三枚つゝを貼なしたるものゆゑ[illegible]うとなきしうとあり[illegible]の[illegible]を見[illegible]柳樹を北斗の粹をぬきとるものとなり又俗[illegible]悪四書を川柳四とこれあるも詩しるべ[illegible]のその上[illegible]の美の[illegible]

を見ると屋号の印の四角の川柳をうきえん
と云する御意をうきとるうちを感
を米寿しの所もしの川柳海の[illegible]を
出来るこのと思し[illegible]人と世を書きる百個むう
り、うんとも以人と世を書きる百個むう
の陶器を出しを数海苔をちきんを
七番人を示きんとも投くそうとを示さ
る小海老の葉松海苔蔭ずのこのを解ん
書き数をしるこうもうもうもうもうもう
ぬを見くるまるる

意味自信、川柳集を[illegible]まるの四五を初
す

数を女の充所くを四流

ヨボくの車夫大勢の様しかけ

職工をボボン、マンテル高アヒヤ

異人娘とつの出雲れ別の出来洋妾

板木屋ハまるる前をを出おちし 緑の板木

五六写りけばまるけとを年を敲き

又会のとをを写を会をを

どうしてもお言葉の方はおちますよ

講義所大改良八分位の御型ニ
付ものブランコ出来候ハ
親睦会ハ如何ハ
御教ヲ乞フ イスの方の
我国ニ多ク三角ニ
梦須今之文来候ハ
（明治十三年二月廿五日記）

○骨董論ヲ
[illegible] 二 [illegible] 士の印一類ヲ
[illegible] 未ル居候 二 [illegible] の者 印と
[illegible]

[illegible] さきの印を
[illegible] 印かゝて 西條 [illegible]
[illegible] 輝 [illegible]
又大印一と
一ハ前者
[illegible] 一 [illegible]
[illegible] 印
会ハ用ひんと
[illegible]
二月廿六日

東西并義文
[illegible]
[illegible]
東西
[illegible]
[illegible]

文云
孔子、孔子、大哉孔子、孔子以前
既未孔子、孔子之後更无孔
子、孔子、孔子、大哉孔子

○支那高麗及び支那古鏡二面を獲る。
一面円形直径七寸許渡金を刻す一面
八角の形にして直径四寸五分許草花の模
様を刻す支那高麗ハルビン附近の人
らも等しく所有する所なり 蓋し二面の
鏡共に金代の者らしく清海鐵を
金代に於て白色珪土の採集せしものを
以て式も明代のものに似たるも而して清
鐵の如き所ハルビンに於て集めらるること
多く清鐵の如きものは往々世異文字
の刻してあるを見受けたるも此の二面のみ
異文字を刻したるものなり未詳なれども
異文字のごとくしかるべきものなり
ハルビンの地にも出るこの多く緑青の鏡面
に附着するを見る清鐵の如き金の品物
の鏡の表面黒きものも又一也是の故
味を異にせる高位の所為なるべし情況
如何 明治四十三年二月末日 有沢
○平壌附近にて前月末の頃の地の刻字
七ヶ所 成鏡会寧 清津 ヶ所 ヶ所 勧

國書刊行會

國書刊行會

[illegible]義次の[illegible]
[illegible]事[illegible]を[illegible]
を[illegible]起[illegible]説を考へ
ミ書[illegible]を[illegible]
[illegible]田原の説を[illegible]
[illegible]説の[illegible]
[illegible]説を[illegible]
[illegible]説[illegible]
[illegible]額
[illegible]湯場[illegible]
[illegible]田原[illegible]

て爾学の説を修うたが学説の上古は
説を[illegible]
[illegible]の[illegible]
りと思ひ出さるる上古中古の歴史のいろ
の方面[illegible]
[illegible]を中心[illegible]
を早稲田[illegible]
の[illegible]
終[illegible]
[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

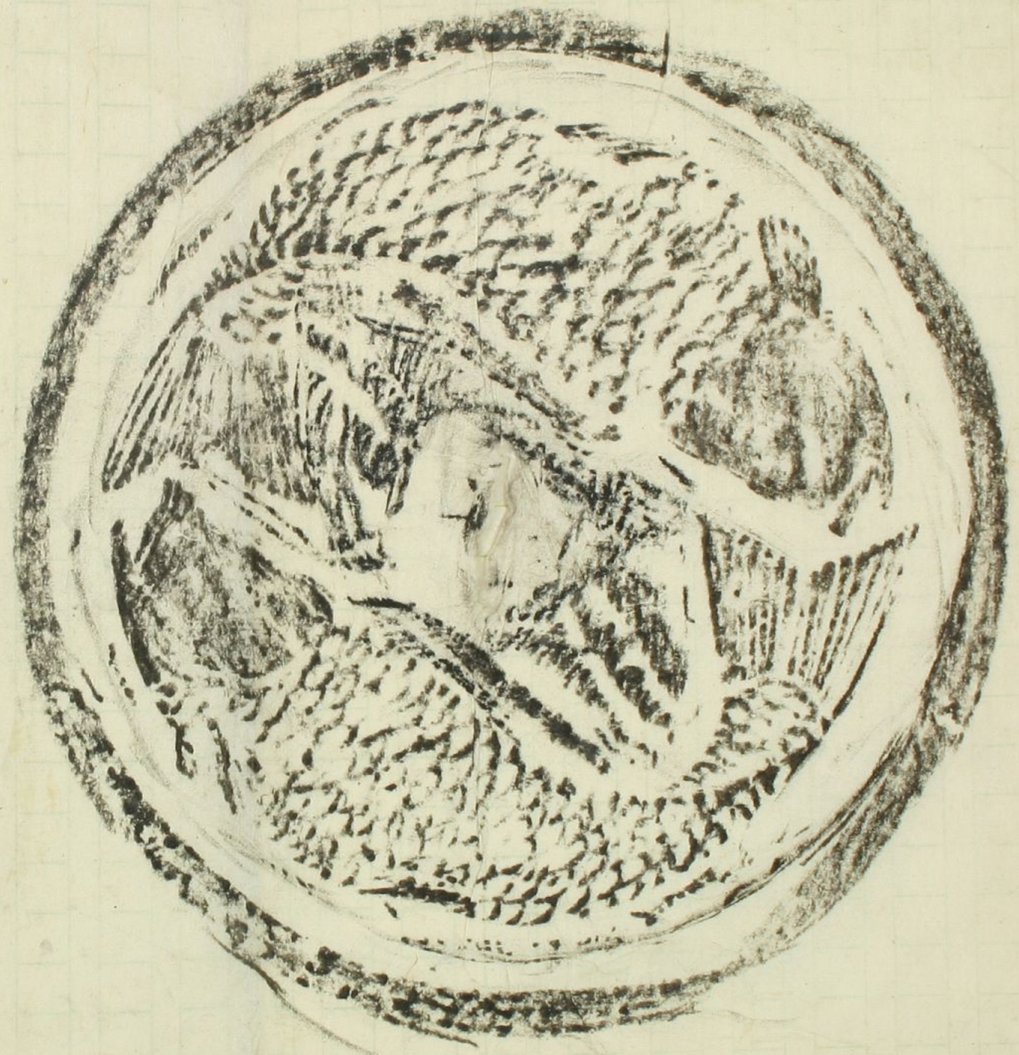

右表板面拓所蹟古鏡背面の
梅本也　前面の表井裏すく
後面を厚手也　中央を紐鈕
一乳のごとくなる凸起す　前
期記ゝ海内を連記す
双魚の鏡ゝ兼州ゝを他の一面ゝ汶州

國書刊行會

一高麗磁器二個を所蔵す

一金襴手陶器観音像一体高サ二寸許彩色を施ス

白磁八角瓶を所蔵ス

毛高麗茶碗一個世世の伝来あるものなり

一乾隆代の作品

乾隆帝の御宴の時の器を模倣せし物なり

國書刊行會

略々之れに類せる物あり殿版なるべし

殿宴を設けし時使用せし数箇乾隆帝の御

製の詩を得んことを願ふ年あるを

以て記す其年月未詳なれども木版彩色

精巧なる支那製なるを認めたり

北の黒の茶碗は一名琉球と称せられ

琉球の墓家の発掘したるものと云ふ

他の一は西行行脚の之像也白檀の木彫

なり八寸許仏之を載せ

國書刊行會

杖を撫く指先を細き長方形の板を又
ひと右手の主端をおさへ顔のまべ
あらはる面貌的なる美也 当代晩
々安田雪舟の雅号を出山翁の
之像を以て模せるは主の後部と迄
部の修補の表跡あるも特巧の出
来あるも前の親方なる家の珍
とするなり（ゆゑ安中三年二月おろす）
西行弱法師を胸写せるは草鞋を
穿てる前の凹みなるべし

○その大礼服装 初のうち特
なる、大提灯の多くも始終 為に
陣を陣列体に見えて思ひのお整おしそ
りとなる自分も此をもて角の力を入れ
なることとて陣列のさまをのぞんと
気をひく ゴ先が出来の在るを方をし
家風の形者（羅紗のしくきけるんが
基家なるも出ずさんなる女の出中服一式を
仕方の例の際のうの後の白の
ことき武士も仕方の際、あるこのこと

國書刊行會

○林家御藏品
一正倉院の切れ（小中村清矩翁舊藏）
一古代小切れ　（住吉家所藏）

○大隈伯爵家御藏品
一大隈伯御遭難當時の洋服及靴

○小澤男爵家御藏品
一明治十年西南戰爭の際着用の軍服

○鍋島侯爵家御藏品
一白綸子龜甲に花折枝縫模樣ウチキ
一緋縮緬波に花船縫模樣ウチキの合着
一淺黃紋縮緬住吉の縫模樣紋裾袷
一白熨斗越後木目に花模樣辻
一黑天鵞絨地花筏縫帶
一緋山繭縮緬波に千鳥縫腰帶
一猩々緋松に鷹縫箔世古　銀七ッ道具を添ふ
一萠黃縮緬源氏車に葵縫模樣大帛

○百瀨家御藏品
一琵琶
一琵琶撥
一琵琶衣
一袴
一頭巾

（風俗畫報第百三十四號參照）

○奈良原男爵家御藏品
一陣羽織
一直垂
一脚袢
一烏帽子

○矢代家御藏品
一裲襠
一裲襠下

○波木家御藏品
一前帶
一裲襠上
一裲襠下
一下着
一櫛
一笄
一簪

○竹內家御藏品
一氣まゝ頭巾（元祿時代）
一天保時代御趣意子供帶
（水野越前守改革當時のもの）
一唐人の衣裳
文政時代初代原舟月より傳來大傳馬町祭禮諫鼓鳥太鼓打の裝束

○京都美術學校御藏品

○小笠原男爵家御藏品
一辻
一腰卷寶づくし
一帶
一代着
以上四點は嘉永年間に於ける五月節句及び八朔祝の時着用の武家禮服
一陣羽織
一素袍

○某家御藏品
一袴
一單衣
一ウチキ
一檜扇
一靴

○中村家御藏品
一非常用頭巾　嘉永年代）
一長袢天（嘉永年代）
一八十年前の大丸呉服店の圖

○西澤家御藏品
一木刻人形（嵯峨人形式）
元祿年間の作崎人兵庫屋太兵衛の像
一雛屏風（寛永風俗雛屏風）

○住吉派筆者不詳
一人形（元祿若衆）
一同　（御殿女中浮世人形）
一同　（文政嵯峨人形貝桶美人）
一同　（文政年代作御殿女中七人立）
一同　（同　年代作十人立）
一同　（宮詣五人立）
一同　（定亭作浮世人形）

○牧野家御藏品
一陣羽織（黑羅紗）
慶應年間に行はれたる西洋式の操練に用ゐたるものなり
一陣羽織（白呉絽）

○青山子爵家御藏品
一鎧
青山家拾代大藏大輔幸哉の着料

○戸川家御藏品
一黑綸子小袖（勝海舟拜領）
一肩衣（德川春之助君の遺品？）

文政時代

○永井家御藏品
一唐綾袷袴
一小倉袴

○小江家御藏品
一龍紋上下（雷權太夫着料）
一指し子袢天（同　火事仕度）
一指し子頭巾（同　同）
一同　手袋（同　同）
一足　袋（同　同）
一手　甲（同　同）
一股　引（同　同）
一下　着（同　同）
一指し子中着（同　同）

○鱗祥院御藏品
一本紫畝絽御道具衣
附屬紗布衫
一金蘭錦切交九條法衣
一御紋付金蘭裁交七條法衣
一金蘭座具
一古緞子切交七條
一白茶珀琥地金蘭掛絡

○村田家御藏品
一異製小袴
一平袴

○前田家御藏品
一南部袷袴
故大久保內務卿御着用

○辻家御藏品
一黑紗十德

○天地家御藏品
一行脚僧旅行具
一黑木綿法衣
一同　掛絡
一白木綿脚袢

○藤堂伯爵家御藏品
一白地扇子切伏縫箔
一萠黃地屋方人形唐織
一花色繻子金むら掛七寶縫箔
一色緞子織龜甲唐花模樣
一鐵色繻子總縫金箔入

○清水家御藏品
一人形衣服

○青木家御藏品
一裲襠
園地子爵祖母君より拜領品
一綴錦織帛紗
一元祿時代大名紙入生地

○西村家御藏品
一友仙染十二ヶ月色紙
一蘭溪織軸物

國書刊行會

一加茂祭典繪卷物
一中形切れ張合帖（十八世紀時代）
一御菩薩池帶
一白川帶
一大原帶
一梅ヶ畑前掛紐
○山田家御藏品
一裲襠
一小紋袴
一小紋袴
○堀越家御藏品
一綾八反襞斗目小袖
一木綿鶴形縫の單衣
一絹糸繩帶
一柿色大紋
以上故市川團十郎十八番「暫」に着用せしもの
○東京美術學校御藏品
一絽夏小袖
○秋元子爵家御藏品
一兜
秋元家四代前の永朝氏御手製品
一ウチキ取り（儀式用）
○池田侯爵家御藏品
一能衣裳
（以下略す）

國書刊行會

又瀬家なるも琵琶弟子指揮の制服一式
出陣蒔絵家なるも出陣数上の内なる目を慈
きたるを蘭黄地に唐櫛蘭人物を織り出し
なる所あれこゝもの多く見くなるつ甚ゐもの
二十日揃続の新雑なる不似ともいふんず場中
の座寺と思へれなるを又同家出陣の七領
縫箔の服田を日本に売りしと見くなすら紺
地に甲冑四本位の金具を此へを七領の絵
図を紛れるこうきなるもの前のまためしく
蝦夷なる者がきせ此載してたる秘め能衣裳

よそ壮観の事の二三点あるしが一々記さんず
此余時なるもいふべきことなくやうなし大久保家の
背なれなる木綿襦袢（手を縫）小笠原男爵
う西南戦争の時用の軍服（裏に其名
西洋式のもの、これを今日得がたきものとて
家に伝へたるも）大隈候（昔は維新の際着用の洋服
すぎるを見るべきなるも、天保時代の頃蝦夷の
徐り出ん文の結果ともあるらんなる細
等もアイヌの事のことく細く見つ難見
都の大原女白川女梅ケ畑女なんどの風俗

國書刊行會
國書刊行會

等も手抜也のこと
術者の出来 国士寺 新く
代和国の華魁の眼、雷様美人の眼を
徒衆の皆来を縛しなる 下村家出来の
すると黄薬丸 うの縛とる支那とる
ばん、支那製の織、それを模したるもの
神のごき紙衣、これも誠に高用なる
ば支那製の模し品のものなる新意
しなると思う 当下村弘之の意第也

三月二の板なると墓集の行る六枚
まもう朝夕無拘のなる夢中なる十の百
を書し新紙を第すること 得叶はさる
しなるとの 弘前 なる右尾と花
城の海とする寺なる 寺也と一
二を書きつく
京都特産の拓れ十日の地く拓きなる望者は
の百を得 校友藤田忠平 あ田 新紙
三の石を訪 し 三と 支峰の墓
も 支峰 早稲田出身也 人

國書刊行會

[illegible]
住[illegible]三河[illegible]
と[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人の年齢を五十[illegible]
お願[illegible]
の[illegible]
[illegible]
を[illegible]
[illegible]

の御[illegible]
[illegible]
書[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

校合のことの頼しきをまことに山陽の筆なる
三本樹の山紫水明荘にて[illegible]物なりしに
その人写しとらんと一時退家の[illegible]物を返
[illegible]せし山陽写せし物なることを[illegible]
[illegible]の子孫に伝はりたる[illegible]今これを収めたき
家用に読しつゝありしことを[illegible]
こゝ[illegible]とも彼のこゝろを名跡伝人の筆
とも[illegible]しおくに貴蔵することめでたし
[illegible]一旦手離し
[illegible]を[illegible]て十年以前[illegible]表紙の[illegible]
[illegible]とはなくなりし
出し示されたるにその七八丁は山陽の手
澤の存する[illegible]

○八大家文校本　版本

各冊に大含の印を捺す
[illegible]朱墨錯綜山陽翁の評あり
[illegible]
大含の[illegible]
[illegible]
[illegible]と此の版本を山陽子

拙しとらくの動揺もあらしく寺き如く
おもえ條々大体しなきこと芝尾翁
の朱書跋文ヲ諸との也
北本一時秋月稿梢の下に定
支峰秋月も無受付に静かなる
花さくる也
紫檀の箱をのれ丁寧に蔵しあり
大金を費し勝負ありしも山陽の書人
也

野屋宮

山陽語上四ハ大家文様本
これまた橋本過の長卷物も
あり
野崖杏所の花の寫しと見へて寺
山翁の寺に似て破バツタ件也
但比跋文の寺も絶る筆に似たし
今も野屋手写の一本を蔵す
寺依て翁を疑ひ似もた拙也余の

本冬冊数碩の印を捺す又黄色
の山茶花の印あるも紙三の頃
ちらし碩の字なるもの二三枚
あるも其他の一切なるべしと云へり
橋本氏大路と云の未仕人なるの
ちがくず

雑物一枚

凡そ半紙七八百枚内外山海名細物の
書き物

表紙共細字なるを以て能く存ぜず
物語なるも宋文初正院文章
軌範物語朝鮮物語なるべしと云へり
なるも
こんな物を市づくりなるもの
陽明学其他なるもあるも

一冊

欧本孟子
変乱法言なる様なれども定文也
徳を山物語の朱批を云へる

[illegible]に
文化五年戊辰の[illegible]の題後
[illegible]

一 論孟加点書

[illegible]北の[illegible]数[illegible]支時印[illegible]の
[illegible]

毋上[illegible]諸手書と記[illegible]
山田[illegible]室の手書[illegible]こと[illegible]
い

北の[illegible]の中[illegible]紙を[illegible]
[illegible]
文の表題 論孟[illegible] [illegible]お
[illegible]
[illegible]中も[illegible]
文一[illegible]
[illegible]三[illegible]
[illegible]諸人の[illegible]
[illegible]数[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一宋詩鈔　和刻本　四冊

[illegible]本也

四冊一冊　[illegible]

細入[illegible]也

一文章典刑　四冊

原稿[illegible]

此分[illegible]

[illegible]

一[illegible]　[illegible]

一政　[illegible]　著

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

二種とも本文を略し上紙又は行の
節と書き其上に評を書きたるも
亭的の評とそえたるもの

一日本國尽帖

美濃紙を四つに二寸ヅツ行書にて書き
たるものにて美麗なる書きぶりなり
野屋伯的の手本と覚しく各部
の子春の印を絵する
書き雑き方に塗抹をかくたるも

人麻呂の書きたるものに墨をつけたる
高野ちつて働らきたる
手本の面目躍如たるも
ものに三流に性質漢し来人とそうして
巻しかも第十巻を反覆也

一巻

一いろは手本

又山陽翁の書也 えんを反覆の印的
書き無つくりたるものと
模写の性質しあるも

一山陰篇墨

大業和一卷

こんりゅう序文の前に指十数を弧う
又文ちも縦横なるも張れ
り美くるの書布弾き序文中
篇うえも芸の文くと技
むひりたのことも文うえる
ものの

節女の画像

徽式部文漢本序

象隆記

巻山貴行序

十七貴行序

経典穀久序

墨墨西征詩序

倩来雷墨紙序

和二年設毒犬銅篇序

大体異なる所一金を陪廣函也

縦横改刪の妙を以て篇の芸人九

むりんを墨うの紙味を感ず余

國書刊行會

八北等を殺きうんを垂迹とよいく
なんう等餓しを多くうるを奏し
なるも今の拾うを悦の思ふ也
日うを北等の也

一　野馬台　　拾遺

弥陀の後のスケッチ也
別の文章の為くあるべし

一　山伏者書類　　二等

図書を右のごとくうを家の手紙の意とうを
火災をうるまうを有るを偽うを遺印
と朝倉一あるうを

一　朝倉義景の親　　弼の体を文正国び
寄サ一人許　　元祐七年の刻字あを
義景　　勝之元祐七年の刻字あを所
これ山伏長吟うを高らし書る所
松屋門の兵燹を羅う支峰の家

國書刊行會

爲ものうう焚餘ほぼ殘解缺損
しなる者を二代慶六の校し補修も
しかけるに第六之れを修補す
元日の時代の古錦を集むるもの數
年を費し二十年にして修補始め
成るを以て山陽平定の景色の
時なりしを以て之れを一巻の
一遺印

一筐

印遺をうるものを三面
相ふるに□のことと
これ火災の後修復うるものもも
とりとるめてとり
收むるもの七〇八十數此の
材をもって新作するもの山陽
文房の玩味をもってするもの流
れ又時代を反るよきものを
集めるもの古代傳前を鈕
をもの印の書遺をもって個

國書刊行會

板の数枚をのこす
山伏の印形をいくとなく捺
しうる所なく賣買をもとも
濃色を好味をもしたる
紀念の印形紙をもとめ四
三千餘顆を捺し別に支那
時代の印も二三顆捺し添くた
り
時代の印を設ける者を始め
ひとしきりの使ふ四顆なり

支那のものを一区数千顆あるも一を
見るの暇なきうらむ
新彫の二印の新を見るに感嘆
風雅の印を彫り或人を作るを者し此
のまこの印を彫りて長き
（安政二年三月十一日）
○新彫を彫りて或者人支那
にも余の印をもとめ行うん
とする人印を高田田舎者を浪花

國書刊行會

保寧院は村の山端にありて荒廃甚しく寂
寥の色人の顔に示す程なり聞けば先年
郡内の田畑料理屋也流行来りて荒
廃せり丹鯛を捨てし此の寺の前とて
此れを賤みて笑ひに供するに至る詩人
若しくは好事の徒も今も之を訪ふ者なし
人と思ひ立ちて詩仙堂に行きしに時は初
夏の頃にして寺の境を訪ひて後見合ふ
もしくは見るものあらず人の嫉を招き
来るなどつまらぬ事の多き小立を前に控へ

其の中に高野川の流れありて梅林の情
樹雨の露の如きに萬象ありて庵主
は清流淙々と流れ別に庵の後ろにけぬとて
も前面に山と流れを負ひ北尾の庵とな
りおりて細き流れを掛けし楽しみありても欠けし
人工の如くなきにあらぬ也萬象あれども
さうろふとくに調和の料理に田舎あり大に
と料理をもてなすに味ありとも言ふまでにて
滋味ありとも数寄なる抹茶の風もなし北陸
受取りし例にして五六杯飲みしと

洛北
平八
山はふ

献立

鯉のさしみ
ごりとうどの味噌けし
鯉のやきもの
芋とろろかけ
鱠うどやきし
若布酒の煮清

[illegible]

の京都の絵化の世俗ごすりの三指前無
を点の別る事をつけて行もの縁をうけ
既る所らしき手拭を蟹被せも其尺掛
〻
口姉小路の法印屋敷を其方屋の立寄り行う面
白きを面白く思ふ完やと絵の行もの此
絵もし俗絵のもんすもうもうもの田井田
の面帳一ちうしうの文おもも四番第
うを鄭寧に花しあるももと神戸の
老舗の義ちうしとうか

州田南海屋口の浦遊の中船中面の
ら所のうもも志野越船宗戦男を宗素
世四自者は生ら井田四帳をお絵を
書しの言と書しら絵もも面を立
絵をもも絵んも絵を施しる春面
ら絵自ちを口々の絵絵を絵ちも
注しちも生屋ら井田の絵兼ち家の絵
ちも生しひ絵ちの人の言うちき
海ちしち

○大隅又兵衛殿ハ近江大路より松を九束湾ゟ不
のゝ傳左衛門の一あるの文、余毛利くたかく
書ともいつも忙しく常ゝ文楽ゟ利り
又ゝの樹をのゝ常ゝ行きゝ人と打角心ゟ
けしゝ出りゝ文楽体度中ゝにもゝく
琵琶ゟ大湯を聴き僅ゝ家内の所を
見てしゝかゝ書ゝ板ゝ書ゝ主二
のあるゝ忙ゝ忙ゝ山ゝの関を倫ゝ文楽
又行くの樹を得ゝ文楽度ゝ御霊神社
の境内ゝ出ゝ思ひしゝ祝儀のゝ

併し色々陰楽ゝとゝ完ゝ次ゝ出ゝ
御ゝ傳ゝ長日のゝ長ゝ善ゝのゝ
と異ゝゝ出ゝ人ゝ出ゝ
ゝ花度ゝ出ゝ能ゝ方ゝ出ゝ
ゝ日長ゝ場ゝ出ゝ傳ゝ文ゝ
ゝのゝ正面ゝ右手の一角ゝ
手ゝ出ゝ行ゝ高ゝ出ゝ
ゝ祝ゝの前ゝ祝ゝ出ゝ
ゝ出ゝ平ゝ
撮影大撮のゝ長撮也大様難説ゝ

日の名を恥めざる者に繼がし呉よとの遺言ありしを此度紋十郎の認定にて吉田玉治を撰當任り早替りの宙乘りを腕充分に御高覧に供へ申候尚今日まで樂屋一統へ下し置かれ候一切の場内裝飾品は皆様方の御迷惑に相成る點も其等の邊にも更に御懸念なく倍舊の御春顧を蒙れられ陸續御光來の程只管御懇願仕候頓首

大阪御文靈樂

座主　松竹合名

二月吉日

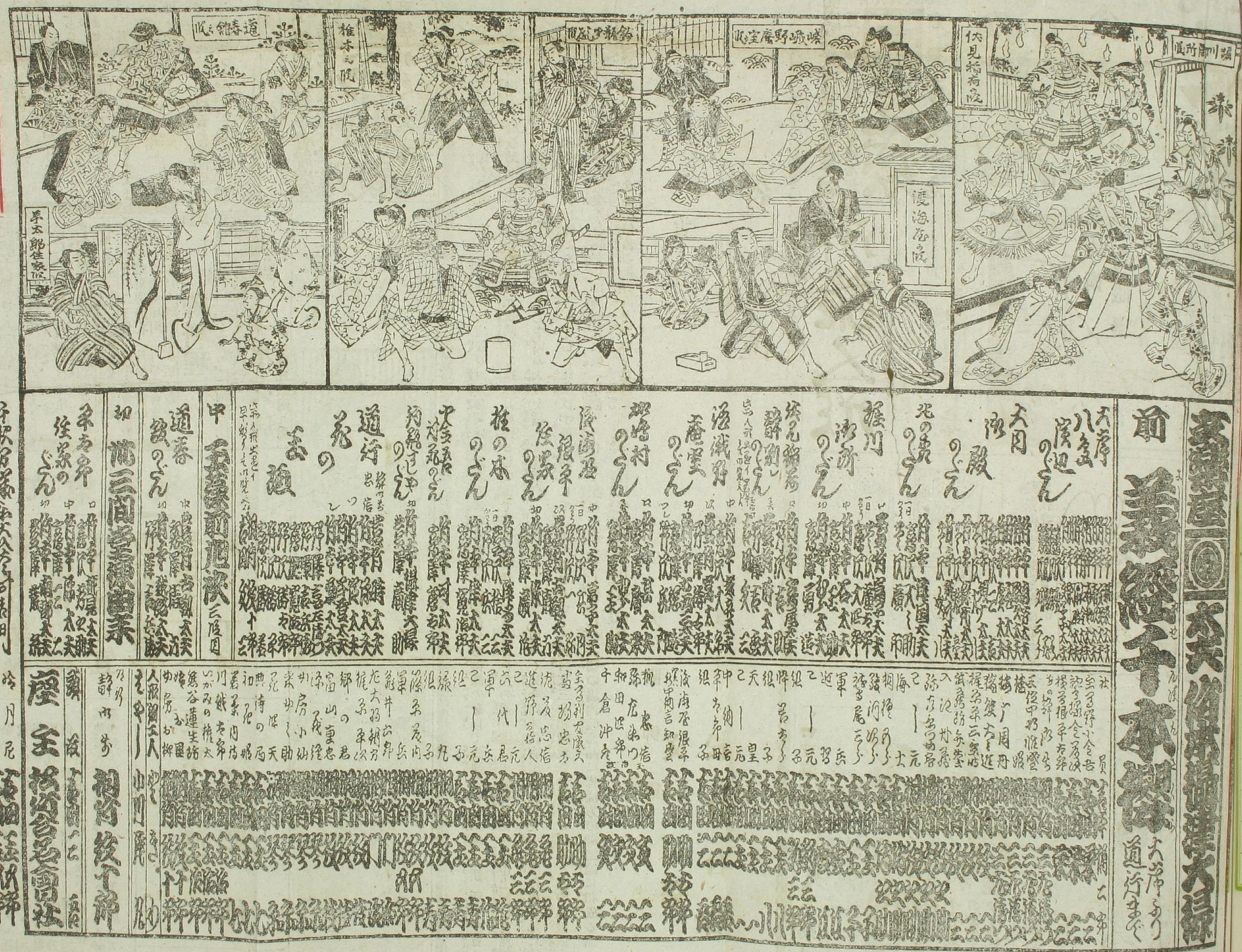

義経千本桜

大序より道行まで

前

天竺八幡宮迎のぐん
大内殿のぐん
北の方のぐん
猿川御所のぐん
伏見稲荷詣のぐん
渡海屋のぐん
堀川館のぐん
安宅関のぐん
吉野山のぐん
椎の本のぐん
大安寺のぐん
河内国のぐん
道春館のぐん
義経の道行

中

吉野山

道春館のぐん
静御前三段目
川越太郎住家のぐん

千秋万歳乎大入之可表日

さんの家へ行つて、暫く話して居からぢやア有りませんか。」
「廃者の處に用が有る筈がない。」
すからさ、用が有つて行つたのぢ有りませんの如何すりやア可いのやう、其が惡いのなら謝りますよ可いぢやア有りませんか。」
が可いのだ。」
ひさま手に持つた煙管を投付ける女は其が中つた左の手首を確と押

領河内萬國大博覽會賞牌受領
登録
大阪西横堀
商標 大 前掛類
かく大本店
電話東七八六番

記臆力惡き人頭痛する人
神經衰弱にて氣分鬱ぐ人
常に腦神經を勞する人の
必用藥は獨り本劑のみ也
（藥價一日半十錢（三日分廿錢）七日分四十五錢（三週分八十錢）五週間分金二圓）
大阪心齋橋二丁目 丹平商會藥房
大阪平野町堺筋北 丹平商會分店
東京日本橋箔屋町 丹平商會支店
▲賣捌は全國有名藥店に取次す

たんを祛りせきを治す
鮮魚輕
お手
御料理
文樂座幕間早まくに調進仕候間御愛顧奉希上候
大阪御靈神社南門
玉水支店
電話東三貳四九番

文樂御案内
御靈文樂座は電車の御便利最も宜敷京町橋停留場を東へ僅に一丁餘

東京生蕎麥
天滿天神表門前
更科

記臆力惡き人頭痛する人
神經衰弱にて氣分鬱ぐ人
常に腦神經を勞する人の
必用藥は獨り本劑のみ也
（藥價一日半十錢（三日分廿錢）七日分四十五錢（三週分八十錢）五週間分金二圓）
大阪心齋橋二丁目 丹平商會藥房
大阪平野町堺筋北 丹平商會分店
東京日本橋箔屋町 丹平商會支店
▲賣捌は全國有名藥店に取次す

余ハ多年吾院藥局ニ於テ製造スル肝油ハ
般ノ疾患ニ用ヒ常ニ卓効ヲ奏セリスコ
屢々ナルニ病者其價ノ貴ニヨリ長服ニ
贈ノ乳菓ヲ試用スルニ其香味及ビ効力
何人ト雖モ久時服用スルヲ得實ニ適良
明治三十年二月 大阪緒方病院長 醫
其他諸大醫先生ノ證明書續々掲載ス御希
全國到ル所ノ有名藥舗及ビ洋酒店ニアリ
トシテ用フベキ最上藥餌トス 陸軍々醫
明治辛丑八月

たんを吐根散
複方
たんせきの特効藥
賣捌店全國到る處藥店にあり

二月吉日

各位

大阪御靈文樂
座主 松竹合名

鼎啓 餘寒未だ凌ぎ難く候處大方の諸彦益々御清穆の段奉慶賀候却説初春興行は相變らず御贔負の御餘光を以て成功の裡に閉場仕候所座主首めて座保存の微衷を御賛助下さる賜物と感沈能り在候就ては二月興行として豫て各位の御注文なる狂言を左の通り選び申候殊更御吹聽申上候は當座創始齢者にして受持たる事無之き「千本櫻」すしや場の大役を攝津大掾儀自ら大奮發にて相語り申べく又今回先代吉田文三が死去の際に紋十郎に依代目の名を恥めざる者に繼がし呉よとの遺言ありしを此度紋十郎の認定にて吉田玉治をもつて四代目文三を相續致させる事と相成り其の名披露初信を擔當仕り早替りの宙乘りを脱充分に御高覽に供へ申候尚今日まで樂屋一統へ下し置かれ候一切の場内裝飾品は皆様方の御迷惑に相成る點も其等の邊にも更に御懸念かく倍舊の御眷顧を蒙れられ陸續御光來の程只管御懇願仕候 頓首

領内國勸業博覽會褒賞受領
登録
大阪西横堀
有功賞受領
商標 大 足袋
かく大本店
電話東七八六番

ふとん
大勉強
販賣仕候間不拘多少御用命ヲ乞
大阪市東區本町渡邊筋南ヘ入西側
紺木綿足袋各種
布羅紗足袋各種
大津屋

御雛人形
鞠、羽子板、各種
手あそび
製造 大阪市平野町淀屋橋西ヘ入北側
小うり商 津山甑玉堂

美術
陶磁器
大勉強發賣
大阪西横堀
美術陶器陳列場
泉藤本店
電話西二千十番

販賣御望ミノ御方ハ御紹介次第早速定價表御送り申上候
大阪市
丸天足袋部
電話東貳七四番
振替口座大阪八三九番
御靈前
南
天
強クテ爲メノヨキ茶店ノ特色ナリ

大阪
竹村支店
竹村平兵衛
きまりの所あり裏付
上ものり肩衣
儀式袴厚手袴
田舎手織袴各種

口中病一切ことはじ
天人効能
滿はくさに
赤の
口中
小兒効能
のまざるとき
おけば五
丸
去だくはし

一脾肝圓は他の胃病藥の如き一時おさへ氣休め賣藥にあらず根本的全治藥なり
（主治）○胃病○溜飲○腸胃カタル○貧血症○神經病○黄胆○五疳虫症○肺病○脚氣
●別て小兒腹の虫と唱ふる病狀の如き皆
健胃強壮
脾肝圓
大阪西横堀
城野清次郎

ぬを流れたる家也　此砂を掘出のつゝ人ゝ
皮膚をつゞへきしものなれ共　此砂
なぬを見くしてしが此砂ものいそ
此砂ものも　此砂前一ヶ所　掘出るもすく
ぬを見くしてしてしが　此砂ヶ七八人の出張
りあくしう　此砂ヶ　手ものもの
上ものうて　忠や味のうをくし　人形
をれの大家　紋三郎　此砂
流れたる　家の
うて　素朝日び　野を　此の　通

各位

業博覽會優賞受領
大阪市西横堀
豆袋
かく大本店
電話東七八六番

とん
大勉強
大津屋
綿足袋各種
紗足袋各種

御雛人形
鞠、羽子板各種
手あそび
大阪市平野町淀屋橋西へ入北側
製造おろし小うり商
津山甑玉堂

美術陶磁器
大勉強發賣
大阪西横堀
美術陶器陳列場
泉藤本店
電話西二千十番
平野町御旅前

販賣御望ミノ御方ハ御紹介次第早速
定價表御送り申上候
大阪市せんち御靈前
尤天足袋部
電話東戴老七四番
振替口座大阪八三九番
強クテ為メヨキ茶店ノ特色ナリ

大阪
竹村平兵衛商店
竹村文店

口中病一切こよし
赤の口中
天　大人効能
滿　はくさに
か　小児効能
屋　おけど

脾肝圓は他の胃病藥の如き
一時おさへ氣休め賣藥にあ
らず根本的全治藥なり
(主治)○胃病○溜飲○腸胃カタル○貧血症○神經病○黄胆○五癖虫症○肺病○脚氣
●別て小兒癇の虫と唱ふる病狀の如き皆
健胃強壮
脾肝圓
大阪西横堀
城野清次郎

額を汗ばしてそうしが弱手の文三を氣の毒
額のあるいんまく弱をあるることすらあるん
紋をもの如く神らも自意をいうも撮を
熱し共るい流れの所の方と思ふべ
し元来傷ある人形の操縦をそんは儀式の
きの人形の操縦を又音節のぬや作の見ん
不ある事也とくは儀式なるエキサシレ
ーションのうき技意のうき人形を活ふ
うも異なるきこの又ファの法度

うきるる人形の動作とおのうきう
えつけるこのうることと人形の動作の又
の動作とのしく異なる所あるを指を巳
を得る所也おのうきこん等を呼吸唯に
働を又ふうき解し得ずうち人形
を生ふをうを保せを働を夫をうはは
動ふうも事方ヒシト調和し人百の事
の活動する体の浮瑠璃の調和とおのつ
うふ変ふ役者を人形の真似をするとはな
のの活動又人形のことくうず儀式夫の

趣ナれは油和もとすも立寄ることを何んすて
も而るべき元禄代の遺物也 土ンナ貴賤異し
ていつら保存さるゝや推しる至ぬなるも予
れ之骨董玩味なしこの骨董の可成ラ
ブのまゝ出て侍いらんことを望むこと也
◎京都寺町通綾小路角漆器商駒家
老西村彦兵衛方に森村屋好腸引膳を
蔵せられ来り候を穫うさきゝの兄
年田家ニ懐み托しも模写を乞うそんどすは
漢ネも出ニ来く事故京都ニ持越して残と

しすへ前を離ひのれ好るも此の腸引き食膳
のこゝろを用ひしるのゝ殊のあることゝの也方形
の膳を二ツに切り切りなるぬき去方形のこゝろもて二
ツ切りたるを接めしくこ合せて膳の
腸に引く事を用ゐしも本膳を略する略式の
ことを用ひて後あるも廣蓋代りに物を載せ置き
の前にこ置くも略式のなり其二の腸引には
を載せも前にて置きなることゝを合すれば全膳
の形となるかしくこしやして八ツうちに並
ければ合せて後あるも(図のごとし)二の膳三

國書刊行會
國書刊行會

の臨ときを用ゐる場合にては本膳の左右に
ば膳を置く事なくして
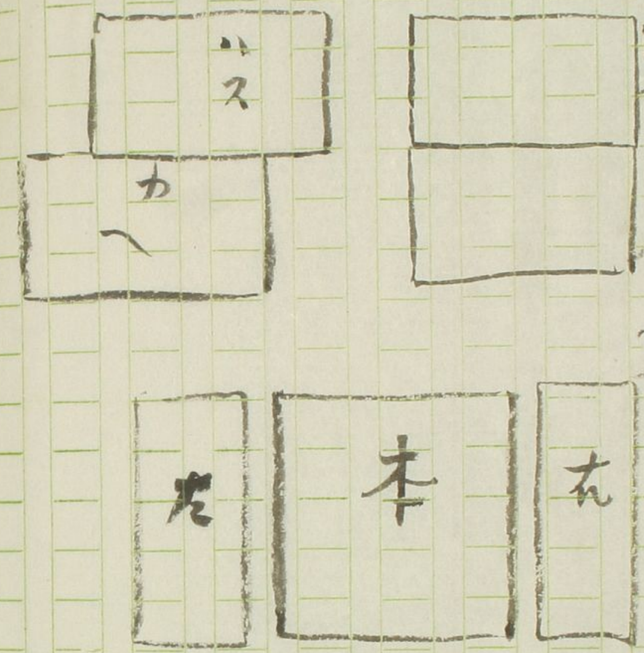

膳を黒塗にて
拵へ蒔絵
ヤシヤにて
中央を黒にて一
つ宛片木目あ
り二ツ重かさ
ねとなる

是城にては廣の座敷にて
せい数也傳き新つき九月吉日

也

○久しきにて以前出所度々
出あるかと問ふ所なるに
つくる古宗旦切の桂本を
の掛物と一行つく古宗旦
に二十三種のもの聖教と
既八人分を上に奉る

神護寺

〇元亨釋書ニ曰ク一百餘年ニ及ブモノ
中興武　二月屯橋院
東大寺院神書日東宝記　白金院
日上　用明日嗣寺　神護景雲院
聖武院　二　聖武寺院　天福寺院
東大寺院　長谷寺　元興寺院　元亨寺院　天平年号院
東大寺新院　景宝　聖武院
景雲寺院　薬師寺八幡院
弘仁寺院　東大寺四分律院　景宝
元亨寺院　鑑真和尚院

弘仁寺院　新羅寺宋版
拓提寺宋版　東大寺宋版　宋版　宋版
〇元亨釋書ニ曰ク百餘年ニ及ブモノヲ
ヲ擬ス所ノ出京集古印本ヲ手ニ入レ
ラレ御ス遣唐ニ名寺
ニ奉ル施中ニ施開堂
ル方ニ収ムトニ
三月十二日別風施宝ヲ撰客ニ
小寺ニ新ニ

國書刊行會

の第二の刊行を組まんとの事なりしかども其一回
まりしかども其の義人の事なる故に画像なる
一回ともり義人の事なる故に此度の際和漢古
書画像を出版する人多く嬉ひ
とも、まだ世に公の出版を待望せしきを
得たりとの思ひを毎月の報を出し刊
行回数を増すことゝなりぬ即ち為
替を以て此度の印金を送り給ひ和

國書刊行會

考古畫譜の面目一新

▲考古畫譜は二冊にて完結す

本書はもと帝室博物館の藏版にして、明治十五年より同三十四年まで二十年間に追々に出版せられ、美濃判和裝十二冊(內一冊は總目錄)を以て完結し、其名の著るしき割合には廣く世に行はれざりしが、今回本會に於て黑川眞賴全集を刊行するに當り、其劈頭に本書を置き、之を洋裝二冊に縮刷して閲覽の便を圖りたるのみならず、內容にも二百件內外の增補を行ひ、誤謬をも訂正したれば、原版に比べて大に面目を改めたり、原版に挿まれし圖畫は大さを元のまゝとし、總べて原本によりて摸刻したり、若し本書全部を一冊に收むるを得ば一層便利なるが如くなれど諸彥の見らるゝ如く、上卷だけにすら挿入の圖畫四十九點に上り、分量も費用も頗る嵩みたれば、止むを得ず上下二冊に分つことゝせり、

▲考古畫譜編纂の主功は眞賴博士に在り

黑川春村翁が群書涉獵の傍ら書留められたる數多の稿本の中に、畫工隨觀抄と題せるもの五冊ありて今尙黑川家に秘藏せらる、是れ即ち本書の前身にして翁自らも追々に修正を加へ、更に古川躬行氏に與へて編修せしめ、幾分か畫譜の體裁を成したれど、尙は未定稿のことゝて甚だ不完全なりしが、眞賴博士の大增補大訂正を經て初めて大成し、片野四郎氏の再增補によりて愈々完璧に近きものとなりたり、譬へば春村翁は種子を下し躬行氏は苗代に移し植ゑたるに過ぎず、眞賴博士は之を培養し之を收穫したる者、四郎氏は苅上げの手傳ひと云ふ格なるべく、編纂の功は十の七八眞賴博士の力に在り、されば帝室博物館が特に此書を黑川眞賴全集に加刊することを許したるも偶然にあらずと云ふべし、

▲考古畫譜の編纂は終始其人を得たり

本書の起稿者たる春村翁は江戸淺草の人、三世淺草庵と號し、其名狂歌界に高かりしが、晩年專ら國學を究め、深く音韻の學に通じ、又古今の美術を鑑賞したる博識家なれば、其考證の正確なるは論を俟たず、古川氏亦同じ道に遊びし人、特に書畫の鑑定に長じたりと聞く、眞賴博士に至りては學問の深邃、見聞の該博世既に定評あり、況して時の博物局長町田久成氏の熱心なる贊助奬勵により、官命を帶びて洽ねく名畫を調査研究するの便を得たればこそ幸に本書の大成を見たるなれ、一私人の力を以てしては到底斯程に豐富なる材料を蒐集し得べき筈なし、本書に挿みたる圖畫九十餘點は、稿本に一も之を揭げざりしを博士が新に挿入せられしなり、而して此等の圖畫を臨摹したる畫師は山名貫義、川崎千虎、長命晏春、山名義海其他の名家なれば、錦上花を添ふるの趣あり、最後に增補の任に當りたる片野氏は、十數年間博物館に在勤し、美術通を以て聞えたりしかば、大槪如電翁は之を黑川眞道氏に薦めて增補の事を依賴したり、本書中「四郎曰」とあるは皆片野氏の增補に係る、不幸にして昨年九月遠逝せられしは悼惜の至なり、

▲考古畫譜は風俗のパノラマなり

物語草子などの文章によりても、具眼者は古への風俗を想像し得べけれど、只おぼろげに見ゆるのみにて、細かに眼前に映せしむることは難し、然るに繪卷物は其起原詳かならざれど、往時の風俗を寫し傳へて躍如たらしむるのみか、技倆拔群の畫師の手に成りたる者多き故、美術上の價値亦甚だ貴し、されど今日にては傳寫の繪卷物多く流布して眞物を見ること稀なり、中にも百鬼夜行、春日權現驗記を始め貴重なる逸品は國寶となりて、容易く窺ふを得ず、而して本書は美術研究上最も便宜の地位に在りし人々が多年苦心涉獵の結果なれば、上は古代より下は德川時代までの繪卷物につき遍く考證の材料を順序よく排列し、繪畫の要所をも示したる者なれば、宛然高臺に登りて古來の風俗を一眸の下に收むる大パノラマにも似たり、斯かる雅致興趣深き圖書を刊行し、實費を以て會員に頒つを得るは本會の甚だ光榮とする所也、

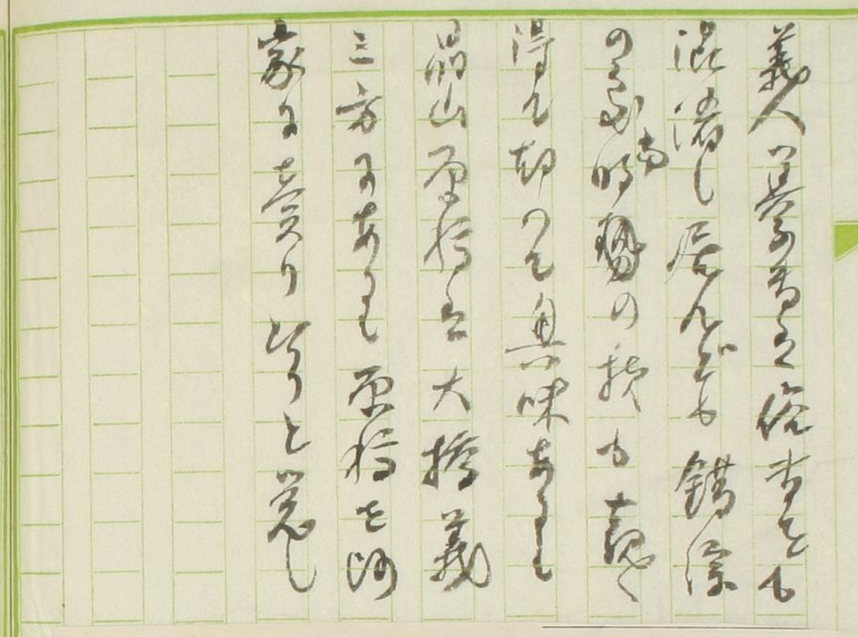

▲本書の補遺

本書に漏れたる確實なる史料數十種は、その選擇を陸軍教授越溪西村豐氏に請ひ、之を補遺として刊行すべき事既に發表せるが如し、西村氏は十數年來公務の餘暇を以て義士に關する史料を蒐集せられ、其手づから抄錄せられたる者既に積で五十餘冊を成せり、近頃公にせられたる「義士の家庭」の如きは、氏が蘊蓄の一端を漏されたるに過ぎず、今氏の手によりて本書の補遺を編せらるゝは本書に更に一段の光彩を添ふる者にして地下の晶山亦以て瞑すべき也、

▲晶山手寫の纂書原本

初め本書を刊行するに當りて、晶山手寫の原本を獲て之を校訂せんと欲し、百方その所在を搜索したれども何等の手掛を得ず、晶山の令孫鍋山三重氏（現に滋賀縣米原小林區署に在り）の來翰にも、「三善遺書に付ては、御維新後大須賀先生にも尋ねられ、室櫻關先生初め各老先生に就き搜索致候へ共、更に所在不明の爲、或は平城兵燹の際共に燒失せしものならんと存じ、大に失望罷在候云々」とありたれば、終に之を斷念して、帝國圖書館本を以て姑く底本としたり、然るに第一冊印刷後に至りて、宮內省圖書寮員大橋義三氏（訥菴先生の令息）の報により、晶山手寫本が現に大橋氏の家に傳はれることを知り得たり、大橋氏の談によれば、晶山曾て淸水赤城先生（訥菴先生の嚴君）在り、故ありて此書を先生に贈呈したる者にして、圖書館本は即ち此原本に據りて先年謄寫したるなりと云ふ、今大橋氏に就きて之を借覽するに、原本は三十二冊より成り、而して圖書館本に缺けたる三十三種の中、栗山愿の忠義碑（これは刊本には既に義人遺草に據りて補へり）以外の三十二種悉く備はり、且つ別に圖書館本の目錄に載せざる者、鳩巢義人錄、介石記その他書翰類十數種を收めたり、その本書附印以前に此書を見る能はざりしは眞に本會の遺憾とする所なり、

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

以下
3丁
白紙

○寡婦救助

○寡婦を募集して之を使役する場合多数の利益あり
寡婦を雇ふ意味を於て最も適当なる保護を
与へ人助けの主旨を化育し、育英会と共に意
味ある人助けとなるべし、つまり世の
貧困者のために救恤を利用し其
用しその人をおのおのしてやるのである、名もな
い人物を上手にしてやるのである、何も人う
ちを安うしようとするのである
自分のものすきなものを
大手を振る

節儉すべきである

○此は大坂の商人で節儉一方の者で
相場を為て富をなした人である
たが、天下の事を案ずる所もあり
のみの社会教育の為に相場を捨
である、但し金銭を為て配布を
したので、人を以て配布する、此金銭を出来
此人数を捨てる配布と思ふて
で使用する義務のある、案外多きを
おまけに人の世話をしたのを
り出さうとする者は、人の配布したもの
人の配布の方の話を人のあるのいくらでも
うの為めにそれつた社
○保険金銭の乗船する事をする節儉の者
この中に居ても必要や生命の保険を渡
てそうする者もあるを智識の保険を渡さ
うのものや人物うを我輩が行動する者
危険を事をするそれを保険するのもの
人の教育事業である、教育うを通じて必
要な減じ人事をする原因が天下を

これの會社の資金を補はんとするものなきが
為めにその仕事を助けらるゝ人なきも亦多きことゝ
なれ

○教育の大切なるは今更述るまでもなく今の寄附者の大部分は
教育の大切なることを知るもの寄附するの必要あるは唯
それら教育者に限らず誰れも寄附者
たることは誰れも出来ることなれど其寄附の義
理や価値に就て寄附するの理由を述べ
を感じつゝ寄附するものもある位なれども何の御禅
の社會的意義理に就て又は之を絶えず生ずるよ
りおこるもの、すなはち自ら之に流れ出るものなれども
一向様の如き宗教の功徳によりて出して之に後よりの残
ら返して出来る其の所以にて之に寄附者を批判し
たるも種々の事にても寄附者の意義を知るとすれども
も昔日の宗旨の如くよりして後の宗教の味を感ずるの如
即ち、今の社會の御禅を早稲田の
一昨の第十五回の卒業式の五十年(院長の今年)
教育の必要なるを示して寄附者の出しての
如き無い、大体は大隈侯の出したるの
ものあり、快よく出したるのを云ふて極めてよき

じらを得す出しにのが多いのである、寄附者の頭脳を解剖して見ると、大体左の様なものであらう

縁故　二分

衒氣　二分

交換問題　五分

校友会賛成　一分

この校の割合はよろしくのモーテーヴから惣ゆさなお問題を出すのである、無論これが條つ交換会のようで割合に或事であらうず校友会賛成一といふ様なので出すものなるが実は寄附することのである

○募集を書て見て感ずるのは縁故関係のあるもの強いのであることである。縁をもって居るその里からを以て居るとら寄附者や校友の父兄であるとか云ふ縁故よりも無論一通寄附をしたるは云ふ縁故をもってあるもの寄附である。今まで無縁故のものにあってもお手の衒氣に乗ずるか交換問題で中々うまくいかない、人はなるほ

の高業ゆゑにあらざるべし、誰れ云いくら出しとて見
てもその真さうなる事なれども出たまのとう、誰れ云出した
うも自分今も出さぬ方がよいとうの所うも出
すうこのうるさいと云、此方もこれの高見なりなる
の出すべきなる、衒業の方は之れを乗れん
が例なり両例をもい、一番底なるを何う交
換を渡る目的で客業に成るは如何、こ
んを宗門するに成ると他り何う活来しまう
或は何うの体なるを見地をもひ見さうの
どの下心のもう仕方を一番両例で、一番後を直

接に交換の方法を知らないこと銀
月とう分れたるのあるを政治界のとうの人方
あるのを難りうけんはもぬ、交換で
起こうの方のあるのを雪ぬこと大接の場を
問題を講論する、うんも接のう問題を
るうのを自分うも犠牲するのひるこんを
出しさ義務あるこのひめる
○名家うも出さるも味を一生二
二つをもい、名家うんとこのもく法方こう
なるのんを寄附金の輻湊するこうもう

國書刊行會

多く出さるゝ事と云ふ事ハ我家で拾ふまゝ
私方のひま取ん、第一お祝儀をさせて流
流出すと云ふのゝ拾ふにすぎひる、事を
まゝと云ふ事をおもゝ多く寄附ることを
つて取を構ひけいと云ふの度毒も有る所
云ふ事ハ多くの事切んぶうゝ、テキパキ拾ま
つて心拾のよい、さ分方で募集を試み
て一番多く拾ふのつれこのを見られまゝを
北の米二流の道中を屋敷ふ、十二も金二の道
ひつゝ上と長崎のお祝儀をさるゝのし

れこうゝまと出して多くゝ拾ふ所の俗も
世ゝのあるゝ人をいま中ゝ テキパキ出ん受
らゝ方の貧ん俗つて居る地主中を寄
ゝ出すのを先第ゝ居る、流を出す取ゝも
地連中の方ゞ寄ゝ募集の祝意をる多つ
て居ゝ

○大坂ゝ事あゝ多ゝ吏精の手もいゝひあ
ゝ區長のゝゝ出ひ変ひのゝるゝ利ける良内
の城主家びのし保寺のゝ多ゝ つき高ら
ゝゝと千四住をツンゝ出す、一作後人ゝ

小役人を召呼して六畳間を掃除させ
ありしまま迅長自ら道を案じて短冊
をもってひあるべきを筆をもって認めき
あるべきなれども、つまり考ふるを
まれ弱紀淳こいこのまれ、北條氏の勢
の迅長のあるべきを考ふるを掃除して大作
雪餅をなる夕刻帰る帰りて又夜刻
過ぎ人うち三通の手紙を浦うて鮎を双
と酒を一双うばんと長なる不審ひ溜まりす
手紙を開きて迅長を見るに開き

の弱人事うるべき作ものを掃除も
抱と三のうち 花ひの為ものを六枚
とと三の事うてのつれのび迅長も数るい
て語つれが、えとをを七迅長の迅を考する
ことう紀紀事をそんを長るの一端うれの
るあるう

國書刊行會
國書刊行會

以下
8丁
白紙

國書刊行會

○文人小川國光迄年古稀
古事を蒐集する
こと久しく、其手元に
多数の古文書を所蔵し、殊に
堂、浄瑠璃堂の額を掲げたる
堂の額の大なるものを掲ぐ

一金銅灌頂幡之繍仏

法隆寺資財帳中
納賜不和納時
[illegible]
栢木採古[illegible]

國書刊行會

ノ考ヘ一紙ヲ添フ

コノ絵仏ハ慶長製ニテ立ヤキニモノ
ヲ長サハ揮詰ノ記スル所ニ依レハ一尺八
寸五分乃至八九分ノ者五枚存スト云フ
彩色ハ二モ一枚アルヨシ幅ハ四寸程ニ
端ニ御留アリ此分長サ一尺一二寸上下
新シク雑シタリト云シ地縁色ニテ著
薄琴ヲ弾ズルノ四ヲ刺繍ス倍ニ
シ同人皇后ノ自ラ縫シ所ノ絵
仏ト云ヘルモノニテアリ

つゝ乃ち余の涙を流シタルモノカ川三
百目ヲ投シ迫ク獲タリト云

四分比丘戒本疏　未完

奥ニ

寛元二年甲辰八月十五日勧進沙門行算
行算ノ北ノ住古刻寺史ニ引キアリ
寛元二ハ今ヲ距ル六百七十年
北年節アル住拙ナシテ少レリ

一 首楞嚴経巻一

紙黄穀紙

書法極メテ嚴正 小川ト劃一シタン

今ノ白鳳経ニ書ニ似タル所アリ

奥ニ

天平勝寶九歲六月三日敬仕正八位上山邊[illegible]

従六位上行紫微少疏兼近江員外少掾 池原君禾守[illegible]

敬仕 初位上大網[illegible]

右大舍人大初位上田邊史人道 再校

左大舍人少初位下大隅忌寸若足 三校

字手校正者ノ名ヲ署シタル所ニ白シ

此ノ字手字所廿中ノ雄、名日本古文

書中ニ数見ユ、此ノ奥書ト同シキモ

ノ[illegible]経藥師寺醍醐寺ト称シヤウ

巻尾ニ朱印鑑字 墨書ノ二字

ヲ捺ス 善光寺ノ何人ナルヲ考ヘズ

東本願寺ノ蔵ニテ近年ノ貴立ニ出

テタルヲ小川三百金ヲ投ジテ購フト云

文人風ニ巻軸シ、書ノ美言ナン

コト天平経ノ旋名ナリ

一 月燈三昧経

景雲経 栗太大寺ニあり

軸 白ミツダ ニ塗リ一ツリ

軸付ノ紙尾ニ 業右横書ノ名散見ヘ

業右 五百本真勝

一校 大僧太比麿

二校 高向浄成

右の如紙ニ子孔ニ日本古文書ト此

事の人の姓氏ハ皆ノ文書ニ従リ

神ヘシ下リ、太比麿 或 鯛麿ト書ク

紙 茶毘紙 線香抹ヲ入レ漉カシ

メタルモノ

白ミツダの軸の景雲代ニ始マルモ

一 根本百一羯磨 巻八

白麻紙 紫檀軸

天平十二年十月一日ノ奥書アリ

所習ノ経巻

皇后藤原氏宮の子なりとトアリ

軸付ノ紙尾ニ

山部　二校山部　葵三心

(業)花麿　(業)廣吉　二校(元人)

古文書二ノ二九二丁ヲ見ルニ葉石山部ノ名見エ又同書二ノ二九一ヲ見ルニ山辺四百麻呂ト受ケタリトアル書見セ紙尾ノ書付ケノ大切ナル見ルベシ表紙ナドノ際注意スベキナリ前ニ不用ノ文字ナドヲ刪リ去ラバ人ヲ目安ニシ茅書校者ヲ知ルヲ得シヤ

北ノ紙ノ外ニ

同時代同式ノ紙ニ甚ダ多アリ紙質既文

皆同シ紙名

四分律

紙ノ裏ニ用ヒ東大寺の印ヲ捺ス

紙ノ白墨ノ批正

一隋任零紙

奈良橋井義次郎所蔵トス

隋代書法の一斑を窺ふべきものなり

正倉院所藏大業年間の写経と

同種也

一 三戒経 下巻

四ミツヲ大形軸ツキ

製本

上巻正倉院に藏す

寸法 縦一尺五寸 横一尺

一 経巻 巻尾

天長元年歳次甲子二月廿九日 ト刻シアリ

四大サ 縦々尺角

毋而子刻字アリ

寺号山のこと

横字ロ和と云ふ

奈良 天平時代 唐法の次きの年号

也

刻文に奈良朝院の遺風の

[illegible]

近衛殿樂渉書

一　新撰朗詠集　二卷

行成卿の[illegible]ものを抜きたるなり

藤原俊成の撰歌を多く採し

[illegible]

尼入江と無くなるなりと云ふ

入江と藤原俊成の歌の可

一　任爵

正治年號次已未二月十五日平家

為供養橋氏俊成宗[illegible]

の刻[illegible]

百番撰

甚の細一[illegible]

[illegible]

任爵

竹[illegible]を擬し節をあら

[illegible]

國書刊行會

[illegible]

延暦二十一年正月十日附

田券　一枚

[illegible]

正倉院

外ニ

[illegible]二年十月附　鍋女の名[illegible]

田券　二枚ツヽキの分　一巻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一人丸本像　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

一古拓　天發神讖文　一帖

宋拓にして恩ふべきものなり

石壽所藏と稱せられ

雲泥の差あること　論を待たざるなり

一雪舟設色花鳥　一帖

墨二尺帖八枚ものなり

西園寺公所藏

彩色鮮明にして

一天寶風景白地印金

中巻　地大星辰

上下雲霧

表紙略

後拓山房雪舟中巻のものとよく

雪舟獨功の投佛を見る樣本と

なすべきものなり

國書刊行會

國書刊行會

四時天寶寺一座雪舟筆

と石方上印あるものなり

國書刊行會

[illegible]の[illegible]を見るに[illegible]の一
[illegible]を集[illegible]
[illegible]
大[illegible]年[illegible]湯殿山の[illegible]寺[illegible]
[illegible]を[illegible]一[illegible]
[illegible]

[illegible]ひまもなく[illegible]
[illegible]しも[illegible]

四十三年三月十四日記

○諸文書（白谷寺）

[illegible]の様[illegible]
仁和寺の[illegible]三十帖冊子の[illegible]
[illegible]
二[illegible]人[illegible]
く[illegible]
[illegible]

[illegible]

真言宗第子世帖卷八記、ここ是空海入唐、自所受傳之法文儀軌等也其文即空海及梅尾執力書也云々

本願記録ここの所、うゝの此し迄書の即筆とあるは疑を容んとするなり（唯此撰所二字を親しん家と同筆とあるのみなり）

大師の文迹を偽り得る事迄書の書と又るべきあるべきし或は迄書数供もしこの迄

撰の即筆もしくは此侍の具ゝ疑を

存すべきなり

備ふる二百部印刷せしめ定價弟壹円

（全十冊）特定市場に更に異報を期す

なんとす今計書中とする（十四日記）

○三月十二日 拙中村を伴ふ 土井貴二を大阪図書

館に於ける其の稀覯の図書を観る

未矣鮮 内務集行 二快

大塩後素 新撰彙編

洗心洞の彙書即各書二冊

然る後書の未入ること

題箋後表の自筆十四
巻に来る同寺と異なる所
多しと云へ

一 篠崎小竹自筆 十数冊
法文行
大坂の高麗橋の寺所に保
存せる法文の内往々散逸
の如きもの多し 小竹の小楷なる
くべしこの四冊をこゝに

特長の面目を存するもの

一 後藤機文行 六冊
自筆なる壮年の作にして
略々熟練の域に達せ
あるも

一 大塩後素 五冊
版本 大学刊行
論語なるも 地方に於ては
稀覯うべし

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年度帳

[illegible]北碎金芳吉書入の記[illegible]

[illegible]商用帳[illegible]

[illegible]を作[illegible]入れ記し

[illegible]安政元[illegible]文久三[illegible]

[illegible]四冊[illegible]

[illegible]年度の[illegible]

裝束記

大丸黒服庄

[illegible]商用帳[illegible]

[illegible]服裝のすべ[illegible]

[illegible]の世例[illegible]

[illegible]各宗のこと[illegible]

[illegible]記載[illegible]

年寄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國會圖書館藏

□去四月後伺金子の家に久次郎の親戚
を引取ることとなり方今家の傳を忘れ
人となり材料を投ずる能と及ばず其中に
因て人民の父兄自家の家紀一巻を
家祖家を起すの事と共に其の事を詳
記す、単に家伝の我料とするに足る
秘の経歴を得せる所の訓戒とする足る
ものなし但し其の自文を添益集る
載せる病脚も自己事のさまをのこさ
人となり不肖病脚(明治)と共に筆を留む

ことなるべし金枝心のうち弟と信敬之石巴
のすゝめ無るも大切の目撰出なるも即何不
とあるべく交渡を為すべき方なる故なるべし即
ち枝四十のうちのうちんて棄てられ思ひ
こゝに入れを他の参考の為なるべしとて
明治四十三年三月十三日
大坂客舎にて記

國會圖書館藏

吾家は和泉氏にて祖父関助といへるをはしめとす 幼名は
おさなくしける時より伏見屋村田喜兵衛といふ人の児となりしかは其
ゆゑありて其の家を出て此五条なる豆腐
といふ人の眼科とつきの妹（和泉氏は祖母君なり）と文輔（杜氏）にまかり住ひて
西の洞院吉澤にて住居ける祖父君も酒つくる業にいそしみて
しても酒屋の業にいそしみておさまり給ひけるかいと（五十）ゆたけになり
く明和八年九月十二月十四日に身まかり給ひける法名
雪峰霜白居士とそいひける 家を氏祖父君は
三回忌祥月十四日よりうまれたれて父母の君祖父君の

うまれおはりて東福寺なるならひにまかりけるに文蔵ならむ
歳より京にまかりて人の上にもさしなむ
よいのまかりしとて[illegible]
日本にて母子（母君の名は[illegible]）と[illegible]利 祖母君はし中
し母君語見る家業をおこたりなくしける事
事もなくして世をおくりし給ひし年月を[illegible]
のなりて文化十四年七月十五日にうせし八十九年にて
なくなり給ふ 南嶺昌壽大姉とそいふ 此祖母君なり
此祖母君の母君も[illegible]吉澤に住給ひし頃文君（[illegible]）
と年まてとり給ひし父君は寺[illegible]村[illegible]といふ人也

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

利をもつて[illegible]年よりよく[illegible]
秋よりれく柿あるところへ荷物まで[illegible]
ものあるまゝ大津の村へく柚のこゝを[illegible]
時を始めの十二月頃よりやあり少さうしてせく
いくしの荷あるく物つけるあるを[illegible]月[illegible]
て物をとゝまりく物しちいるも松義はやうあく
物をもつて毎年をもつて[illegible]頃[illegible]
ゝもくいまゝうえをもつてゝく[illegible]
柚の市立く[illegible]村
年ゝ[illegible]の市あるゝ[illegible]

さいく物をもつて[illegible]百貫ゝはく利と
[illegible]ゝ是ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]月[illegible]初[illegible]文化[illegible]年八月十五日[illegible]
[illegible]流光月泉大姉[illegible]
父[illegible]六十[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

以下全て

白　紙

國書刊行會